

改正改憲手続法の問題点と憲法 審査会

2022年2月3日

飯島 滋明（名古屋学院大学。
憲法学・平和学）

【1】2022年：壊憲・改憲の「危機の年」

壊憲：南西諸島・九州の自衛隊配備・強化

- ・2021年12月

台灣有事日米共同軍事作戦計画が判明

- ・2022年1月7日

2+2では「共同計画作業についての確固とした進展を歓迎した」（防衛省仮訳）。

- ・2022年1月には佐賀空港へのオスプレイ配備計画の3者協議、米軍無人機「MQ9」の配備先として「鹿屋基地」が選定、地元説明会。

【2】憲法改正をめぐる言動

(1) 自民党

・2021年11月1日 岸田文雄首相

「党是である憲法改正に向け、精力的に取り組んでいく。与野党の枠を超え、憲法改正の発議に必要な国会での3分の2以上の賛成を得られるよう議論を深める。

- ・11月20日、岸田首相は自民党の「憲法改正推進本部」を「憲法改正実現本部」に変えた。岸田首相は「新しい体制になって、しっかりやるんだという決意と覚悟だ」と発言。

(2) 公明党

2021年12月2日、北側一雄中央幹事会長は「来年の通常国会で、週1回の憲法審査会を衆参ともに開き、改憲論議を積み重ねれば合意形成はどんどん進む」と発言。

(3) 日本維新の会

- ・ 11月2日 松井一郎「来年の参院選挙までに改正案を固め、参院選と同時に国民投票を実施すべきだ」
- ・ 2021年11月7日フジテレビ系『日曜報道 THE PRIME』 吉村洋文（日本維新の会副代表）

「維新の会は改憲勢力だ。自民党は憲法改正を党是といいながら、実は一部の保守層のガス抜きのためにやっているようなもの。本気で憲法改正をやろうと思っていない。自民党のやるやる詐欺に付き合うつもりはない」

(4) 国民民主党（玉木雄一郎議員）

- ・「自民党は本当にやる気があるのかと思うことが多々ある」
- ・「憲法審査会は毎週開いたらいい。われわれは議論するために歳費をいただいている。(審査会を)聞くことがすごいみたいになつていること 자체、その文化を変えていかなければいけない」

(5) 再び自民党

- ・2022年2月1日、自民党は憲法集会を全国展開する運動を始動。
- ・党所属国会議員に地元での集会開催を求める。
- ・国民運動委員会は各地への講師派遣や会場費用補助などの支援。
- ・中堅議員を中心に任命されるブロック責任者が各都道府県連や議員支援の窓口になり、取り組み状況をチェック。
- ・集会が未開催なら開催を促す。

【3】改憲政党が主張する改憲項目 2021年12月16日衆議院憲法審査会

(1) 自民党（新藤義孝議員）

「自衛隊の明記、緊急事態条項、合区解消・
地方公共団体、教育充実の4テーマを、既に
この憲法審査会において議論のたたき台とし
て提示をさせていただいております」。

(2) 日本維新の会（馬場伸幸議員）

「日本維新の会は、……2016年3月、教育無償化、統治機構改革、憲法裁判所の3項目から成る憲法改正原案を取りまとめました」

(3) 公明党（北側一雄議員）

「緊急事態において国会の機能をどう維持するか」、「デジタル社会における人権の保障と民主主義」、「地球環境保全の責務というテーマ」

(4) 国民民主党（玉木雄一郎議員）

- ・「統治分野での憲法改正の必要のある項目として議論しなければならないのは、……緊急事態条項の議論をすべき」、「あえて申し上げれば、緊急事態条項自体が危ないのではなく、まともな緊急事態条項がない中、曖昧なルールの下で憲法上の権利が制限され得る状態こそが危ないと考えます」
- ・「次に、人権分野に関しては、やはりデジタル時代のデータ基本権の議論を深めるべき」

【4】今後、どうすべきか

(1) 改憲内容に対して

自民党・公明党・日本維新の会・公明党が主張する改憲案は

①法律で対応可能

環境権、データ基本権、教育無償化、参議院の合区解消

②危険・無謀

自衛隊明記の憲法改正、緊急事態条項、憲法裁判所、統治機構改革

③税金の無駄遣い

国会議員の任期延長、オンライン出席
との認識を広めるとりくみ

（2）憲法改正発議に対して

- ①改憲手続法の問題点を指摘することで、「こんな改憲手続法」での改憲発議は許されないとの認識を広めるとりくみ
- ②上記①のとりくみにもかかわらず、自公維国が改憲発議をした場合、公正でない国民投票との認識を広めるとりくみ

(3) 参議院での立憲野党躍進に向けたとりくみ

- ・第208国会では「対決法案」（たとえば入管法）を避け、参議院選挙後に憲法改正の動きを活発化させる可能性。
- ・2022年7月の参議院選挙で改憲勢力が躍進すれば、2025年まで構成選挙がない可能性。

→3年間に改憲発議の危険性

- ・2022年7月の参議院選挙で立憲野党の躍進、改憲勢力の議席削減に向けたとりくみ

(1) 改憲内容に対して

例 データ基本権（国民民主党）

「すべて国民は、個人として尊重される」（憲法13条1文）

国民民主党は「すべて国民は、サイバー空間を含め、個人として尊重される」とする「イメージの条文」。

「サイバー空間を含め」という文言がなくても当然、「個人として尊重」される。

この文言を入れるために850億円かけるべきか。

- ・環境権、データ基本権の保障、教育無償化の実現、参議院の合併・解消のためには法制定・改正等で十分。
- ・まずは法制定・改正論議をした上で、それでも憲法改正が必要かどうかを考えるべき。
 - ・それをしないで改憲論議を先行させるのは本末転倒！

国民の税金850億円を無駄遣いするな！

②危険・無謀

- ・自衛隊明記の憲法改正

世界中での自衛隊の武力行使が憲法上の任務に。

- ・緊急事態条項

戦争遂行の重要な手段

反政府的言動の弾圧

- ・憲法裁判所

ある制度が良いかどうかは社会情勢に左右される。

ドイツやフランスでは一定の役割を果たし、国民も信用。

日本の裁判所は？

統治機構改革（地域主権とも称する）

国は、国家としての存立に関わる事務その他の国が本来果たすべき役割を担うものとし、それ以外の事務は自治体が担うこととする（日本維新の会改憲案93条2項）

「国の専権事項」の憲法的承認。たとえば沖縄県は辺野古新基地建設や南西諸島への自衛隊配備に反対できない法的根拠に。**地域主権は羊頭狗肉！**

③税金の無駄遣い

国会議員を選挙なしに任期の延長をしたり、オンラインでの出席を可能にするための憲法改正

⇒国会議員のために私たちの850億円の税金を費やす必要があるか。

コロナで生活が大変な状況にある市民のために費やすべきではないか。

(2) 改憲手続法の問題点

①コロナ感染者等

2021年6月、自宅療養者や宿泊療養者が投票できないことが問題として特例郵便等投票法を成立。

改憲手続法も同じ法改正が必要。

煩雑な手続で利用者が低調なため改善策も必要

(『東京新聞』2021年7月10日付)

②在外投票

- ・公選法では外国にいる日本人の2%程度しか投票できない。
- ・5万人が投票できないことを問題として特例郵便等投票法を成立させたのであれば、約100万るもの人が投票できない在外投票制度整備すべき。

- ③CM規制、インターネット規制がない
「金で買われた憲法改正」になりかねない。
- ④外国資本への規制がない
「外国資本に買われた憲法改正」になりかねない。
 外国資本による基地周辺の土地取得が問題
 だとして「土地等監視及び利用規制法」を制定したのであれば、改憲手続法でも外国資本を規制すべき。

- ・⑤インターネットのデマ規制

「デマから生まれた憲法改正」

小西洋之議員「歪曲と捏造を放置すれば民主主義が崩壊する 法的整備も必要だ」（『週刊金曜日』2021年11月12日号）

赤木さんは小西議員や杉尾議員に吊るしあげられた翌日に自殺した等のDappiのデマ記事など、悪質極まりないデマの規制の必要性。

- ・ケンブリッジ・アナリティカ社のように、有権者をマインドコントロールする危険性を排除する法規制の必要性。

⑥共通投票所

- ・投票所が減らされたり、投票時間が減少するなど、かえって「投票環境」が悪化していないか、実態調査が必要。

⑦洋上投票

- ・海上自衛官は投票できない？

改憲手続法附則4条

- ・国は、この法律の施行後三年を目途に、次に掲げる事項について検討を加え、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。
- ・一 投票人の投票に係る環境を整備するための次に掲げる事項その他の必要な事項
- ・イ 天災等の場合において迅速かつ安全な国民投票（日本国憲法の改正手続に関する法律（次号イにおいて「国民投票法」という。）第一条に規定する国民投票をいう。同号において同じ。）の開票を行うための開票立会人の選任に係る規定の整備
- ・□ 投票立会人の選任の要件の緩和

- ・二 国民投票の公平及び公正を確保するための次に掲げる事項その他必要な事項
- ・イ 国民投票運動等（国民投票法第百条の二に規定する国民投票運動又は国民投票法第百四十二条第一号に規定する憲法改正案に対する賛成若しくは反対の意見表明をいう。）のための広告放送及びインターネット等を利用する方法による有料広告の制限
- ・ロ 国民投票運動等の資金に係る規制
- ・ハ 国民投票に関するインターネット等の適正な利用の確保を図るための方策

- ・附則4条は法案の修正案として採択された以上、法的効力を持つ。
 - ・附則4条の修正がなされない限り、「国民主権」からすれば憲法改正発議は許されないとの認識を社会に広めるとりくみの必要性。
 - ・自民党、日本維新の会は今の改憲手続法での発議が可能と主張。
 - ・日本維新の会は「憲法制定権力」を援用。

⑧憲法発議に関して 日本維新の会の馬場議員

「憲法改正に向けた国会の発議権が制約されているかの
ような立憲民主党の物言いは、憲法違反の虚妄でありま
す。憲法学が専門で、関西学院大学の井上武史教授が、
手続法である国民投票法が障害になつて憲法改正が制約
されることはあってはならぬ、改正が直ちに審議されてい
ます。三年という期限になるとともに準備喝破され定
められた憲法には、憲法に規定されているのが憲
法改訂をありの憲法制定権がないがしろにすることのないよ
う、強くくぎを刺しておきたい」。

- ・公平公正な手続が整備されていないのに国民投票が可能と主張するのであれば、それこそ「国民の憲法制定権力を蔑ろ」にしている。
- ・憲法改正の国会発議の制約 = 国民の憲法改正権力の制約という主張こそ、主権者国民の憲法改正権力のさん奪。
- ・**国民・市民に必要なのは憲法改正ではなく、生存権（25条）や幸福追求権（13条）を実現する政治！**
- ・憲法審査会の毎週開催や分科会設置ではない！

(3) 参議院での立憲野党躍進に向けたとりくみ

- ・第208国会では「対決法案」（たとえば入管法）を避け、参議院選挙後に憲法改正の動きを活発化させる可能性。
- ・2022年7月の参議院選挙で立憲野党の躍進、改憲勢力の議席削減に向けたとりくみ
- ・立憲、共産、社民を応援するとりくみ
- ・頻繁に学習会
改憲発議の抑止に有効
- ・SNSなどによる発信
簡単な、短い言葉で！